I_{21} ＝ 0.02807	I_{21} ＝ 0.02810
I_{22} ＝ 0.02815	I_{22} ＝ 0.032
I_{23} ＝ 0.031	I_{23} ＝ 0.031
I_{24} ＝ 0.029	I_{24} ＝ 0.030
I_{25} ＝ 0.030	I_{25} ＝ 0.030
I_{26} ＝ 0.029	I_{26} ＝ 0.029
I_{27} ＝ 0.028	I_{27} ＝ 0.022
I_{28} ＝ 0.0218	I_{28} ＝ 0.0218
I_{29} ＝ 0.0214	I_{29} ＝ 0.0011
I_{30} ＝ 0.00105	I_{30} ＝ 0.00105
$I_{令元}$＝ 0.00064	$I_{元}$＝ 0.00064
$I_{令2}$ ＝ 0.00107	
J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
K_{21} ＝ 0.03761	K_{21} ＝ 0.03765
K_{22} ＝ 0.03771	K_{22} ＝ 0.042
K_{23} ＝ 0.041	K_{23} ＝ 0.041
K_{24} ＝ 0.039	K_{24} ＝ 0.040
K_{25} ＝ 0.040	K_{25} ＝ 0.040
K_{26} ＝ 0.039	K_{26} ＝ 0.039
K_{27} ＝ 0.037	K_{27} ＝ 0.029
K_{28} ＝ 0.0291	K_{28} ＝ 0.0292
K_{29} ＝ 0.0287	K_{29} ＝ 0.0015
K_{30} ＝ 0.00140	K_{30} ＝ 0.00140
$K_{令元}$＝ 0.00086	$K_{元}$＝ 0.00086
$K_{令2}$ ＝ 0.00143	
L_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	L_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
M_{14} ＝ 0.030	M_{14} ＝ 0.030
M_{15} ＝ 0.031	M_{15} ＝ 0.032
M_{16} ＝ 0.031	M_{16} ＝ 0.032
M_{17} ＝ 0.027	M_{17} ＝ 0.028